

# 青森県報

第二千三百三十九号

平成十六年  
六月十四日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………(同) ……一
- 児童福祉法による居宅支援事業者の指定……………(同) ……二

### 公 告

- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経営振興課) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(弘前県土整備事務所) ……四
- 出先機関……………(同) ……四
- 青森県農業大学校専攻科の学生募集……………(農業大学校) ……四
- 青森県農業大学校普通科の学生募集……………(同) ……五
- 道路の位置の指定……………(十和田県土整備事務所) ……六

## 告

## 示

### 青森県告示第四百三十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十六年六月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所	指月日定
名 称 社会福祉法人 人恵心会 三戸町大字斗内 字和田六〇の一	名 称 特別養護老 人ホーム鶴 龜荘 三戸郡三戸町大 字斗内字和田六 〇の一	平成 一六 一
名 称 医療法人仁 泉会 八戸市大字尻内 町字直田八一	名 称 ヘルパース テーション しもだ 上北郡下田町字 向山二五九二の 七	"
名 称 医療法人仁 泉会 八戸市大字尻内 町字直田八一	名 称 ヘルパース テーション みさわ 三沢市字圃沢二 一九の一〇四	"

### 青森県告示第四百三十八号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十六年六月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所	指月日定
名 称 主たる事務 所の所在地	名 称 知的障害者居宅支 援の種類	名 称 知的障害者居宅支 援の種類

公

告

医療法人仁泉会	医療法人仁泉会	社会福祉法人一葉会	名称	指定居宅支援事業者
八戸市大字尻内町字直田八一	八戸市大字尻内町字直田八一	弘前市大字福村八字新館添五〇の	主たる事務所の所在地	
居宅介護等事業	居宅介護等事業	短期入所事業	児童居宅支援の種類	
ヘルパーステーションみさわ	ヘルパーステーションしもだ	知的障害者授産施設	児童居宅生活支援事業を行う事業所	
三沢市字園沢二一九の一〇四	上北郡下田町字向山二五九二の七	弘前市大字高杉字尾上山九四八	所在地	
"	"	平成一六・六一	指定年月日	

平成十六年六月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百三十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により公示する。

医療法人仁泉会	医療法人仁泉会	社会福祉法人一葉会	名称	指定居宅支援事業者
八戸市大字尻内町字直田八一	八戸市大字尻内町字直田八一	弘前市大字福村八字新館添五〇の	主たる事務所の所在地	
居宅介護等事業	居宅介護等事業	短期入所事業	児童居宅支援の種類	
ヘルパーステーションみさわ	ヘルパーステーションしもだ	知的障害者授産施設	児童居宅生活支援事業を行う事業所	
三沢市字園沢二一九の一〇四	上北郡下田町字向山二五九二の七	弘前市大字高杉字尾上山九四八	所在地	
"	"	平成一六・六一	指定年月日	

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十六年六月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グリーンエネルギー青森

三 代表者の氏名

丸山 康司

四 主たる事務所の所在地

青森市大字小柳字朽葉四一の三三三

五 定款に記載された目的

この法人は、循環型社会の構築を目指して、市民や地域が主体となつた省エネルギー活動を推進すること、再生可能な自然エネルギーの普及、促進、及びそのために必要な社会的制度、政策の提言と実現をはかることをもつて社会全体の利益の増進と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日  
平成十六年六月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人NPO推進青森会議

三 代表者の氏名  
中村 利春

四 主たる事務所の所在地  
青森市古川一丁目一六の七

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民活動を行う個人あるいは団体を対象に、市民活動団体の運営を担う人材の育成やネットワーク、パートナーシップの構築などの事業を行い、もって非営利の市民活動団体が発展するための社会的環境の整備に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日  
平成十六年六月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人青森県男女共同参画研究所

三 代表者の氏名  
佐藤 陽子

四 主たる事務所の所在地  
弘前市大字田園四丁目三の五

五 定款に記載された目的

この法人は、県民及び団体等に対して、男女共同参画に関する講座等の事業を行い、男女共同参画社会の推進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンワドー柏店

西津軽郡柏村大字上古川字房田一四二の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社サンワドー

青森市大字石江字三好六九の一

代表取締役社長 中村勝弘

三 意見の概要  
県の見解なし

四 意見書の縦覧

1 場所  
青森県商工労働部経営振興課及び柏村役場

2 期間  
平成十六年六月十四日から同年七月十四日まで

3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、柏村役場にあつては、その執務時間内とする。

~~~~~  
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュおおわに店

南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田二七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役社長 反田 悦生

三 意見の概要

意見の概見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び大鰐町役場

2 期間

平成十六年六月十四日から同年七月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、大鰐町役場にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年六月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 松島板金

二 氏名 松島 金蔵

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字稲田一丁目七の二七

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一五五三三号

五 取消年月日 平成十六年六月二日

六 取消しに係る建設業の許可

屋根、板金工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年五月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 出 先 機 関

青森県農業大学校告示第一号

平成十七年度青森県農業大学校専攻科の学生を次のとおり募集するので、青森県農業大学校規則（昭和三十九年九月青森県規則第八十三号）第八条第三項の規定により公示する。

平成十六年六月十四日

青森県農業大学校長 工 藤 義 次

一 修業期間

二 募 集 人 員

二 募 集 人 員

若干名

三 受 験 資 格

1 青森県農業大学校普通科若しくは学校教育法による短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成十七年三月三十一日までに卒業見込みの者

2 右記と同等以上の学力を有すると知事が認めたる者

四 試 験 の 実 施

1 試験期日 平成十六年十二月二日（木）

2 試験場所 黒石市境松一丁目の一 青森県農業大学校

3 試験科目

- (一) 筆記試験（農業一般・英語・小論文）
  - (二) 面接
- 五 受験手続

1 提出書類

- (一) 入校願書（本校所定のもの、写真貼付）
- (二) 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (三) 最終出身学校の成績証明書
- (四) 医師が作成した健康診断書（出願前一年以内のもの）
- (五) 受験票（本校所定のもの、写真貼付）

2 受付期間

平成十六年十一月一日（月）から同月十二日（金）まで

3 提出先

黒石市境松二丁目の一 青森県農業大学校

六 合格者の発表

平成十六年十二月十日（金）

七 その他

- 1 青森県個人情報保護条例第十八条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭により開示を請求することができる。（本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること。）
- (一) 開示する個人情報、科目別得点及び総合得点とする。
  - (二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。
  - (三) 開示場所は、青森県農業大学校事務室とする。
- 2 この募集について不明な点がある時は、青森県農業大学校教務課（電話〇一七二五二 四三二五）に問い合わせること。

青森県農業大学校告示第二号

平成十七年度青森県農業大学校普通科の学生を次のとおり募集するので、青森県農業大学校規則（昭和三十九年九月青森県規則第八十三号）第八条第三項の規定により公示する。

平成十六年六月十四日

青森県農業大学校長 工 藤 義 次

一 修業期間

二 二年

二 募集人員

三十五名（うち推薦を受けて入校する者（以下「推薦入校者」という。）十二名以内）

三 受験資格

- 1 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者又はこれらの課程を平成十七年三月三十一日までに卒業見込みの者
- 2 右記と同等以上の学力を有すると知事が認めた者
- 3 推薦入校者については、一校一名とし、成績評定三・五以上の者

四 試験の実施

1 推薦入校者の選考

(一) 試験期日 平成十六年十一月十九日（金）

(二) 試験場所 黒石市境松二丁目の一 青森県農業大学校

(三) 試験科目

(1) 小論文試験

(2) 面接

2 一般入校者の試験

(一) 試験期日 平成十七年二月八日（火）及び九日（水）の二日間

(二) 試験場所 黒石市境松二丁目の一 青森県農業大学校

八戸市一番町二丁目九の二一 八戸地域地場産業振興センター（ユートリー）

(三) 試験科目

(1) 筆記試験（四科目）

ア 必須科目 国語、数学、英語

イ 選択科目 生物 B、化学 B、農業一般の三科目のうちいずれか一科

目

(2) 面接

五 受験手続

1 提出書類

(一) 入校願書（本校所定のもの、写真貼付）

(二) 次の(1)又は(2)に掲げる書類

- (1) 平成十五年度に高等学校又は中等教育学校を卒業した者並びに平成十六年度に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者にあつては調査書(文部科学省で定める大学入学者選抜実施要項で示される様式と同様のもの。以下「調査書」という。)
  - (2) (1)の者以外の者にあつては、次に掲げる書類
    - ア 調査書若しくは最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書及び最終出身学校の成績証明書
    - イ 医師が作成した健康診断書(出願前一年以内のもの)
  - (三) 受験票(本校所定のもの、写真貼付)
  - (四) 推薦入校者の場合は、(一)～(三)に加え高等学校又は中等教育学校の校長の推薦書(本校所定のもの)
  - (五) 一般入校者の場合は、(一)～(三)に加え選択科目申告書(本校所定のもの)
- 2 受付期間
- (一) 推薦入校者の選考  
平成十六年十月二十一日(木)から同年十一月一日(月)まで
  - (二) 一般入校者の試験  
平成十七年一月七日(金)から同月二十五日(火)まで
- 3 提出先  
黒石市境松二丁目の一 青森県農業大学校
- 六 合格者の発表
- 1 推薦入校者 平成十六年十一月二十六日(金)
  - 2 一般入校者 平成十七年二月十六日(水)
- 七 その他
- 1 青森県個人情報保護条例第十八条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭により開示を請求することができる。(本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること。)
  - (一) 開示する個人情報、科目別得点及び総合得点とする。
  - (二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。
  - (三) 開示場所は、青森県農業大学校事務室とする。
- 2 この募集について不明な点がある時は、青森県農業大学校教務課(電話〇一七二五二 四三二五)に問い合わせること。

十和田県土整備事務所告示第四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年六月十四日

十和田県土整備事務所長 清 藤 栄

| 位 置                | 延 長       | 幅 員      | 指 定<br>年月日    |
|--------------------|-----------|----------|---------------|
| 十和田市元町西二丁目五二<br>の一 | 六〇・五三メートル | 六・〇〇メートル | 平成<br>一六・五・一六 |

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭